

農業人材確保事業補助金

- 農業分野における人手不足に対応するため、外国人材の活用に取り組むための経費の一部を支援します。

対象経費	対象経費となるもの	対象経費とならないもの
雇用経費	外国人材の新規雇用及び増員に伴い派遣事業者等に支払う費用及び負担する費用	賃金、手当及び社会保険料等の人件費
環境整備費用	外国人材が居住するための住宅等の取得費及び改修費 不動産に付随する動産（エアコンやボイラー設備等の持ち運び不可能なもの）の購入費及び修繕費 Wi-Fi等の通信環境整備のための工事費及びレンタル費用等	外国人材が居住するためのアパート等の借上げ経費及び火災保険等の保険料 不動産に付随しない動産（自転車や炊飯器等の持ち運び可能なもの） Wi-Fi等の月額通信費
文化交流費用	外国人材が地域住民等と交流するための費用（補助対象者が実施するものに限る。）	外国人材同士の交流のための費用
学習支援費用	日本語学習支援費用（補助対象者が実施するものに限る。）	外国人材の資格取得費 日本語教室等の入学費用及び教材費

対象者・要件

- 農業者
- 市内に住所を有すること
- 市税に滞納がないこと
- 国や県の補助事業の対象でないこと

補助率

税抜事業費の1/2以内（上限100万円）



【担当課】

横手市農林部農業振興課農業政策係

TEL：0182-32-2112